

内航海運業譲渡及び譲受契約書

譲渡人 (以下「甲」という) と、譲受人 (以下「乙」という) は、内航海運業の譲渡及び譲受について下記のとおり契約する。

記

第1条 甲は自己の経営する内航海運業に関連する一切の資産及び権利義務を乙に譲渡し、乙はこれを譲受するものとする。

第2条 譲渡価格は、 円 (又は無償) とする。

第3条 譲渡及び譲受に関する手続きは甲 (又は乙) において行うものとする。

第4条 本契約は締結の日より本件事業譲渡の日まで天災その他不可抗力により本件事業に著しい変動があったときは、再度協議して契約を変更又は解約することができる。

第5条 本契約に規定がなくとも本契約に必要な事項及び譲渡に関する手続きについては、甲乙誠意をもって協定を実行する。

第6条 本契約履行のために必要な経費は、甲乙協議の上これを処理する。

令和 年 月 日

譲渡人 住 所
氏名又は名称
代 表 者

譲受人 住 所
氏名又は名称
代 表 者